

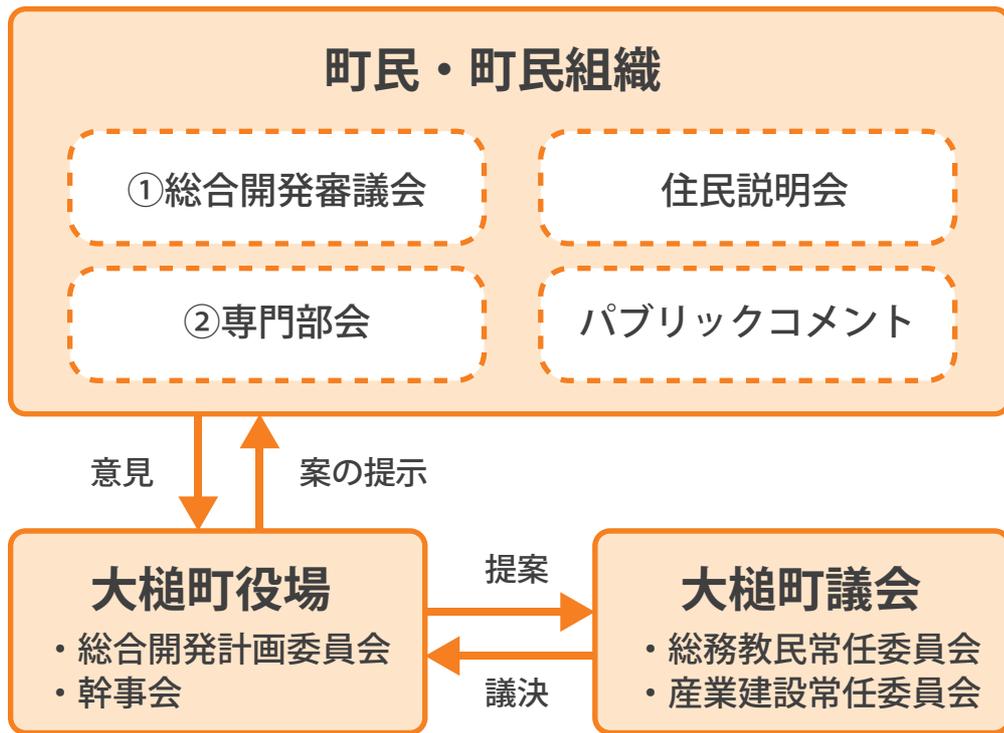


資料篇

1 計画策定経緯

(1) 策定組織の概要

庁内組織の総合開発計画委員会、幹事会で素案を作成し、町民・町民組織として位置付ける「総合開発審議会」、「専門部会」、「住民説明会」、「パブリックコメント」等からの意見を反映しながら進めました。



(2) 町民組織概要

① 大槌町総合開発審議会

「大槌町総合開発審議会条例」に基づき設置する附属機関で、総合計画の作成に関し、町長の諮問に応じ審議する機関

② 大槌町総合計画策定専門部会

分野別に現状や課題を踏まえて、専門的な議論を深めるための町内企業・団体等で組織する機関

大槌町総合開発審議会委員名簿

区分	役職名簿	氏名	備考
条例第3条第1号 「教育委員会から推薦を受けた教育委員」	大槌町教育委員会教育委員	大萱生都	
条例第3条第2号 「漁協団体の代表」	新おおつち漁業協同組合 代表理事組合長	平野榮紀	副会長
条例第3条第3号 「冷協、加工団体の代表」	ど真ん中おおつち協同組合 代表	芳賀政和	
条例第3条第4号 「農協団体の代表」	花巻農業協同組合 大槌地区担当理事	佐々木重吾	
条例第3条第5号 「商工団体の代表」	大槌商工会 会長	菊池良一	会長
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	社会福祉法人大槌町社会福祉協議会 会長	徳田信也	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	一般社団法人大槌町観光交流協会 会長	千代川茂	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	一般社団法人釜石医師会 副会長	植田俊郎	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	釜石地区交通安全協会 大槌支会 会長	岩間利夫	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	大槌町連合婦人会 会長	上野ヒデ	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	大槌町女性団体連絡協議会	木村里美	任期 平成30年11月6日～

大槌町総合計画策定専門部会委員名簿

部会名	氏名	所属
経済産業	阿部るり子	自営農業者
	越田弥美	越田鮮魚店
	鈴木藤洋	株式会社鈴藤商店 代表取締役 一般社団法人コレレ 理事
	芳賀光	はまぎく若だんな会 代表 一般社団法人コレレ 代表 一般社団法人大槌町観光交流協会 理事
	佐々木健介	釜石地方森林組合 事業課長
社会生活	八木澤弓美子	社会福祉法人大槌福祉会大槌保育園 園長 大槌町地域子育て支援センター 支援センター長
	吉田幸弥	社会福祉法人大洋会 理事 四季の郷 施設長
	東梅麻奈美	大槌地域福祉事業所 所長 地域共生ホームねまれや 管理者
	道又衛	一般社団法人釜石医師会 理事
	川端伸哉	社会福祉法人大槌町社会福祉協議会
教育文化	神谷未生	一般社団法人おらが大槌夢広場 代表理事
	高木正基	大槌町PTA連合会 会長
	児玉奈佳	キッズコーラスあぐどまめ 代表
	綱取佐穂子	大槌町スポーツ少年団本部 常任委員
	金森俊一	認定特定非営利活動法人カタリバ コラボ・スクール 大槌臨学舎
空間環境	堀合成子	大槌町赤十字奉仕団 委員長 大槌町防災会議委員
	岩崎泰彦	大安環境有限会社 代表取締役 株式会社大安 代表取締役
	岩間妙子	一般社団法人岩手県建築士会釜石支部
	芳賀美千代	大槌地域振興株式会社 大槌観光バス
	松橋康弘	有限会社城山観光 常務取締役

(3) 総合計画策定経過

年	月	日	項目	摘要
平成 29年	11	15	第1回総合開発計画委員会	基本方針・組織体制等について協議
	12	1	議会全員協議会	基本方針・組織体制等について説明
平成 30年	1	9	第2回総合開発計画委員会	総合開発審議会、基本構想等について協議
	2	20	第1回総合開発審議会	審議会の設置、委嘱、策定概要についての説明
	3	26	第1回総合計画策定専門部会	専門部会の設置、委嘱、策定概要説明、意見交換
	4	1	第3回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(素案)の検討
	5	2~ 27	町民アンケート調査	町内に住所を有する18歳以上の男女1,500人を対象に実施
	7	5	第4回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(素案)の協議
		7/28 ~8/28	町長懇談会	町内の事業者、地域団体、高校生等との意見交換(11回開催 59名参加)
	8	20	議会全員協議会	基本構想(案)の報告
		28・30	第2回総合計画策定専門部会	基本計画(案)について意見交換
	10	3	第5回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(案)の協議
		22	総務教民常任委員会 産業建設常任委員会	基本構想・基本計画(案)の報告
		29・31	第3回総合計画策定専門部会	基本計画(案)について意見交換
	11	6	第2回総合開発審議会	基本構想・基本計画(案)の報告
		11~30	住民説明会	町内8会場で実施(98名参加)
11/10 ~12/2		パブリックコメント	町内25箇所の設置	
平成 31年	1	10	第6回開発計画委員会	基本構想・基本計画(案)の協議
		15	第3回総合開発審議会	基本構想・基本計画(案)の諮問
		23	第4回総合開発審議会	基本構想・基本計画(案)の答申
	2	1	第7回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(案)の協議
		15	議会全員協議会	基本構想・基本計画(案)の報告
3	7	第1回議会定例会	基本構想・基本計画の議決	

2 大槌町総合開発審議会 条例

(1) 大槌町総合開発審議会条例

大槌町総合開発審議会条例

昭和 46 年 10 月 1 日

条例第 11 号

〔注〕 平成 10 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき大槌町総合開発審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、総合開発計画の作成に伴う審議を行わせるため、大槌町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 教育委員会から推薦を受けた教育委員 1 人
- (2) 漁協団体の代表 1 人
- (3) 冷協、加工団体の代表 1 人
- (4) 農協団体の代表 1 人
- (5) 商工団体の代表 1 人
- (6) 学識経験を有する者 5 人

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 6 号に掲げる者以外から任命された委員の任期は、当該職務の在職期間とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 15 年条例 12 号・27 年 3 号〕

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

一部改正〔平成10年条例1号・11年12号・23年19号・29年28号〕

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成元年3月13日条例第3号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成10年3月16日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成11年6月17日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附則(平成15年6月18日条例第10号)

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附則(平成23年10月24日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

附則(平成27年3月20日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正前の大槌町議会委員会条例第19条の規定、大槌町総合開発審議会条例第3条の規定、大槌町公益通報者保護条例第2条の規定、大槌町特別職報酬等審議会条例第2条の規定、町長及び副町長の給与に関する条例第1条及び第2条の規定並びに特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

附則(平成29年12月15日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 大槌町総合開発審議会 諮問・答申

(1) 第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（諮問）

大政発第290-1号
平成31年1月15日

大槌町総合開発審議会
会長 菊池 良一 様

大槌町長 平 野 公 三

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（諮問）

大槌町総合開発審議会条例（昭和46年10月1日条例第11号）第2条の規定に基づき、第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）を添えて諮問いたしますので、ご審議の上、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

諮問項目

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について

(2) 第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（答申）

平成31年1月23日

大槌町長 平野公三様

大槌町総合開発審議会
会長 菊池良一

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（答申）

平成31年1月15日付大政発第290-1号で諮問のありました第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について、審議の結果、社会潮流の大きな変動に対応しつつ、町民と行政の協働による持続可能なまちづくりを着実に進める総合的な指針として、おおむね妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、計画の実施にあたっては、下記の意見に配慮されるとともに、まちづくりの基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」が実現されるよう計画の実施と成果を期待します。

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）に対する意見書

答申書に記載したとおり、まちづくりの基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」が実現されるよう計画の実施と成果を期待します。

なお、計画の実施にあたっては、下記の事項について、十分配慮されるよう審議会として意見を付します。

記

1. 産業・観光について

社会の動向等を踏まえながら、農林水産業、商工業について、地元事業者への支援や担い手の育成などを通じ、持続的に成長・発展できるよう取り組まれない。また、観光において、三陸沿岸道路などの交通網整備を踏まえ、当町のイメージ戦略を行い、効果的な施策を講じられたい。

2. 健康・福祉について

地域福祉の施策を着実に推進していくとともに、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、介護士など多職種の連携をより深め、地域医療のネットワークを活かした医療体制の構築を進められたい。

3. 教育について

地域が子育てに参画し、こどもが地域の活動に参加し、地域活動をともに行えるような取組を進められたい。また、地域や保護者、福祉部門等と連携した教育の推進に努められたい。

4. 安全・快適について

地域と町、警察、消防等の関係機関が密に連携し、積極的な防災・防犯活動を引き続き継続されたい。また、利便性の高い交通ネットワークの構築に向けた取組を進められたい。

5. 地域振興について

町民が地域活動に主体的に参画し、町は円滑にコミュニティが形成されるよう支援を行い、住民と行政の協働による持続可能なまちづくりの推進に取り組まれたい。

6. 復興について

着実な復興に向けて、町民とともにまちづくりに取り組まれたい。また、産業の復興には、成長・発展につなげる取組を進められたい。

4 町民アンケート調査の結果

(1) 調査概要

①調査目的

町民の町政に対する意向を把握し、今後のまちづくりの参考とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。調査結果は、第9次大槌町総合計画策定に向けた基礎資料として活用しました。

②調査の概要

調査期間	平成30年5月2日(水)～平成30年5月27日(日)
調査対象	大槌町内に住所を有する18歳以上の男女
対象人数	1,500人
抽出方法	行政区別に住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送及び行政連絡員による配付・回収

③配布・回収結果

地域	回収数
町方・小枕・伸松地域	52
桜木町・花輪田地域	164
沢山・大ケ口地域	359
安渡地域	46
赤浜地域	52
吉里吉里地域	186
浪板地域	37
小槌地域	146
金沢地域	52
町外	23
無効解答	23
合計	1,140(回収率76.0%)

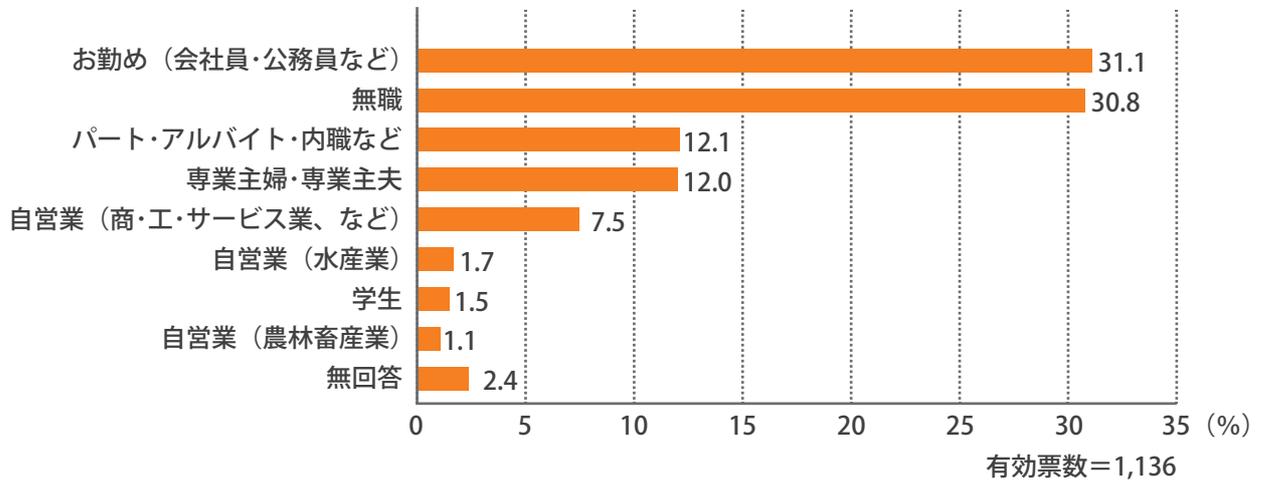
※留意点

- ・分析は、少数点第2位を四捨五入し、少数第1位までを表示しているため、合計が100.0%にならない場合があります。(少数第2位まで表示している表は少数第3位を四捨五入しています。)
- ・回収数 1,140のうち無効解答は内数であり、回答数は必ずしも回収数とは一致しません。

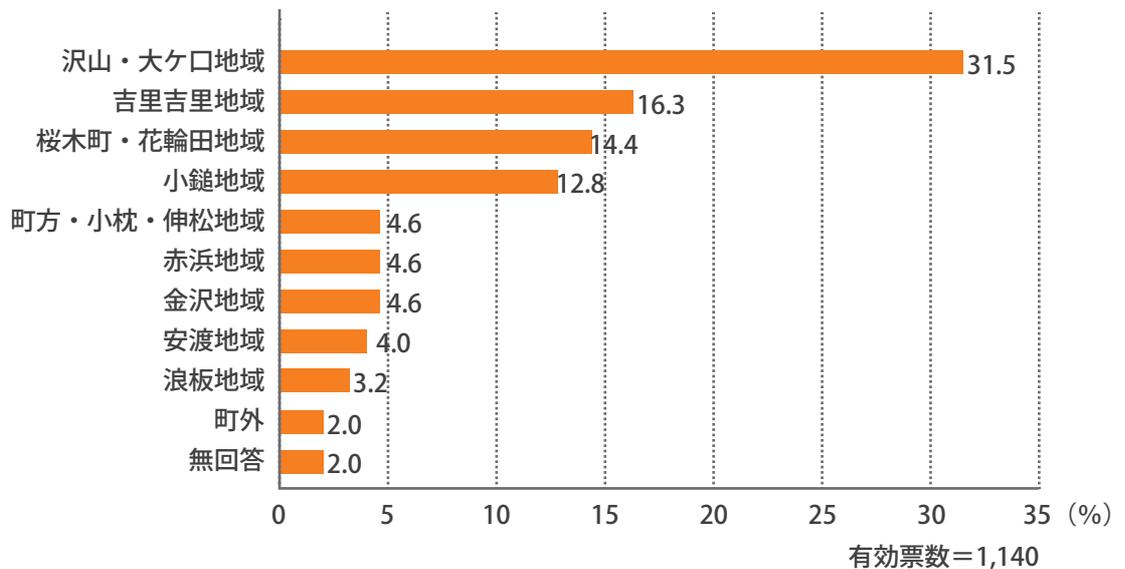
(2) 設問別調査結果

問1から問8の調査結果を示します。

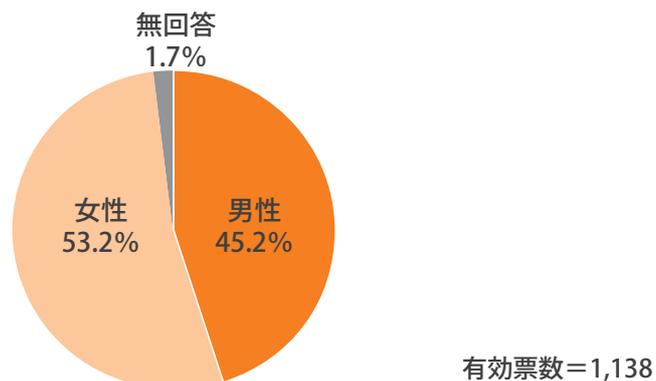
問1 あなたの職業について、あてはまるもの1つに○を付けてください。



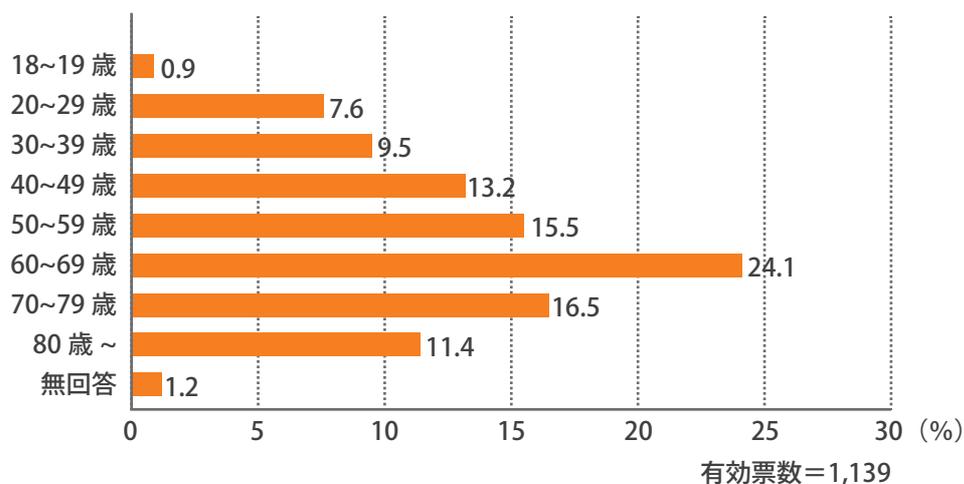
問2 あなたの現在のお住まいの地域について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



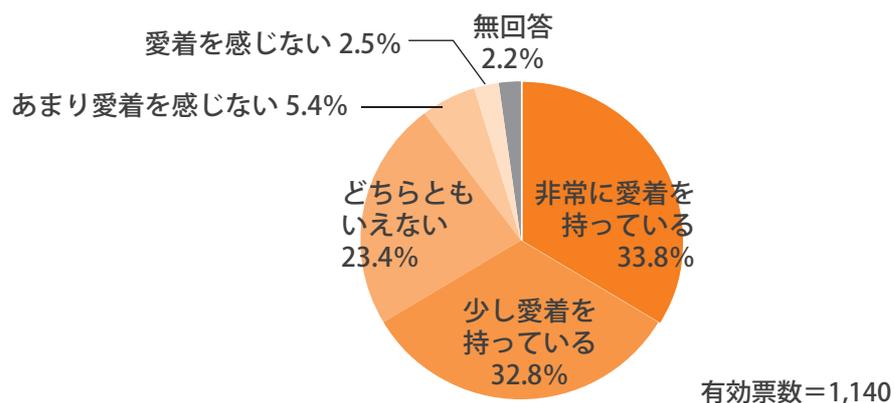
問3 あなたの性別について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



問4 あなたの職業について、あてはまるもの1つに○を付けてください。

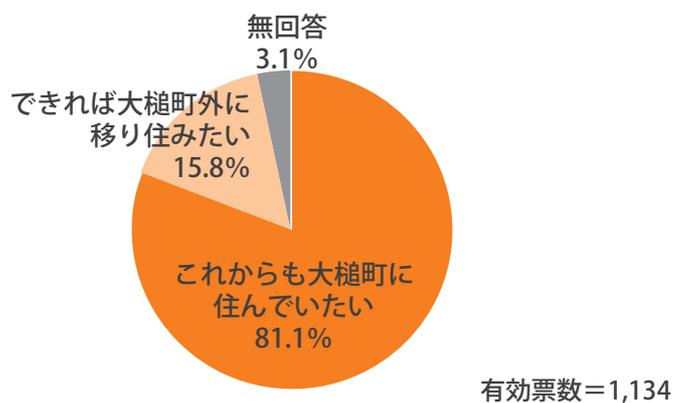


問5 大槌町への愛着度について、あてはまるもの1つに○をつけてください。
地域への愛着度は、約6割の町民が「愛着を持っている」と答えています。



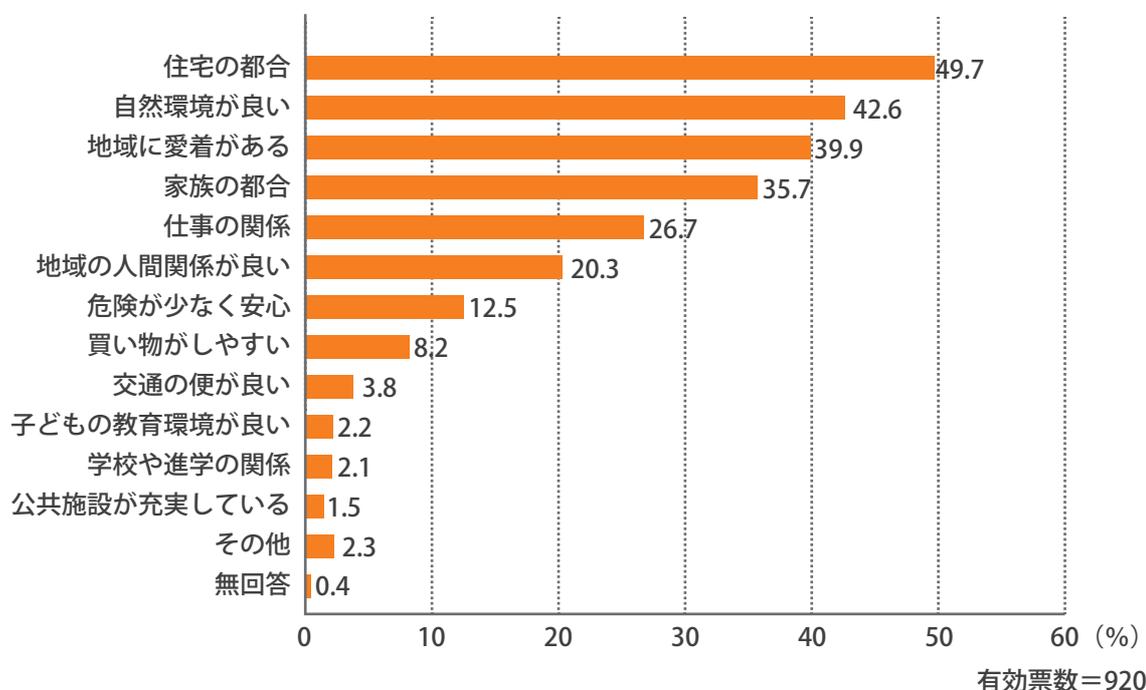
問6 大槌町の永住意向について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

永住意向は、「これからも大槌町に住んでいたい」が81.1%と最も多く、回答者の8割以上はこれからも大槌町に住んでいたいと答えています。



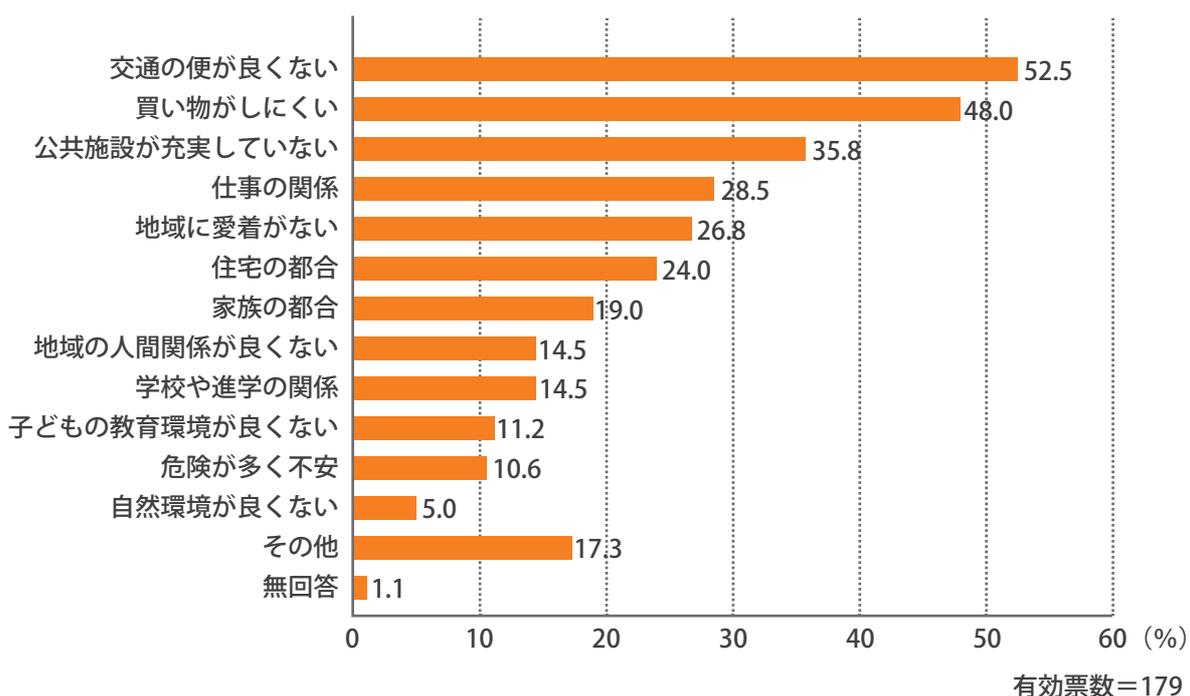
問7 問6で「1」と回答した方にお聞きします。これからも大槌町に住んでいたい理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください。(複数回答可)

これからも大槌町に住んでいたい理由は、「住宅の都合」(49.7%)が最も多く、次いで「自然環境が良い」(42.6%)、「地域に愛着がある」(39.9%)の順に多くなっています。



問8 問6で「2」と回答した方にお聞きします。大槌町外に移り住みたい理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください。(複数回答可)

大槌町外に移り住みたい理由は「交通の便が良くない」(52.5%)が最も多く、次いで「買い物がしにくい」(48%)、「公共施設が充実していない」(35.8%)の順に多くなっています。

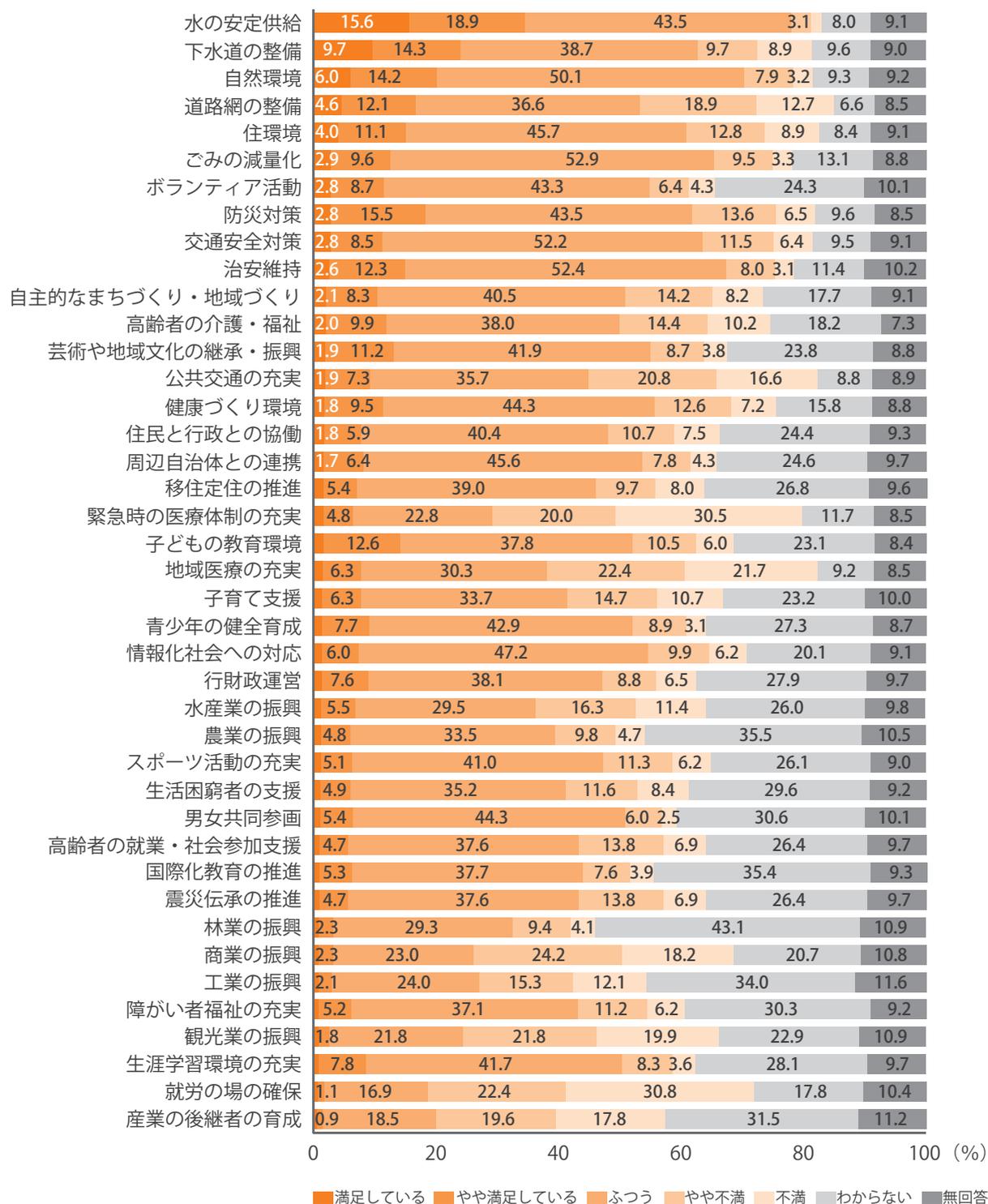


(2) 設問別調査結果

問9から問13の調査結果を示します。

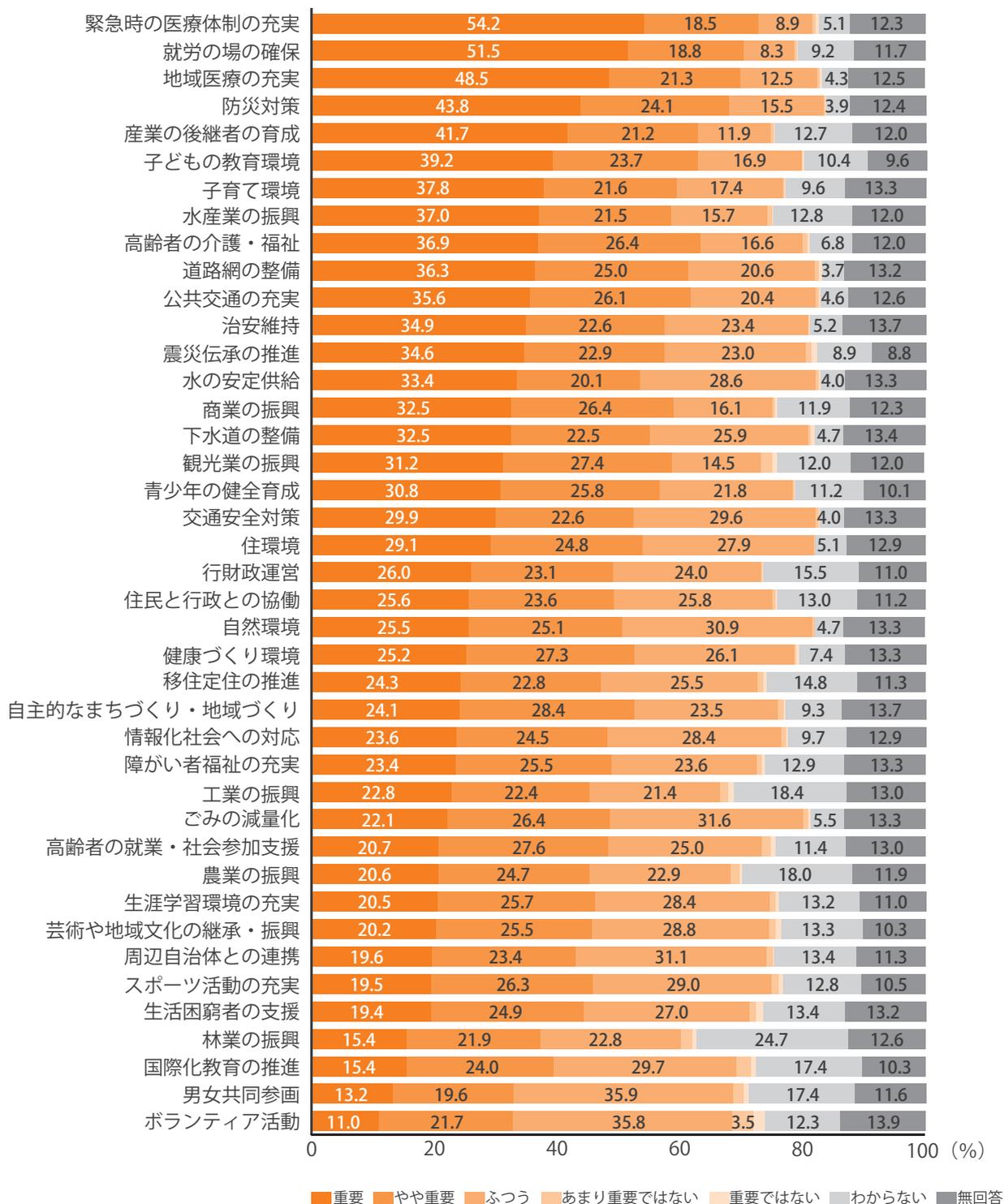
①施策ごとの現状の満足度

施策に対する満足度について、「満足している」との回答の割合が高い順にグラフで示します。



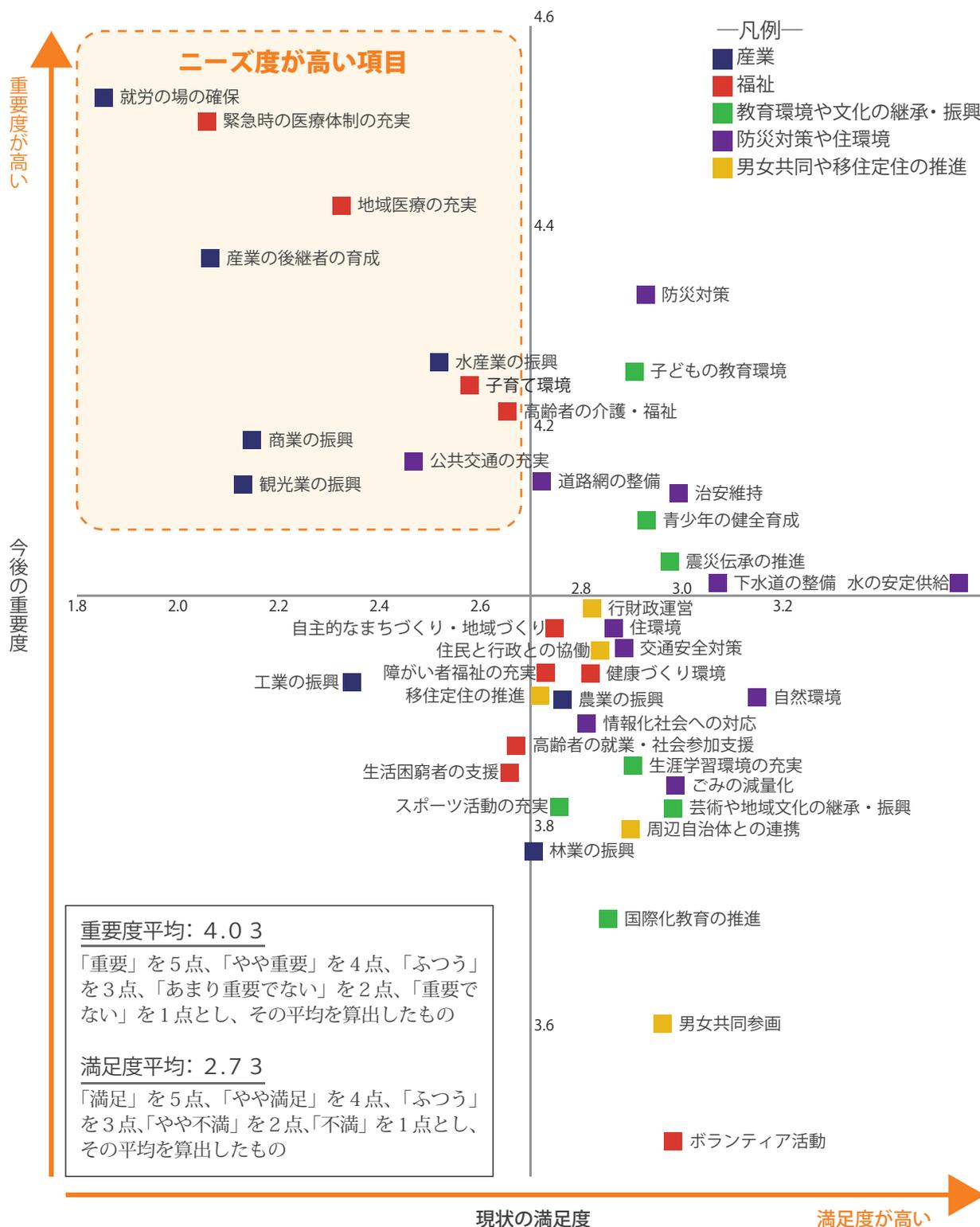
②施策ごとの今後の重要度

施策に対する重要度について、「重要である」との回答の割合が高い順にグラフで示します。



(4) ポートフォリオ分析

施策に対する満足度と重要度の回答結果から施策に対するニーズを分析するために、ポートフォリオ分析を行いました。ポートフォリオ分析とは、満足度を横軸に、重要度を縦軸に取り、各施策の位置付けを分析するものです。



大槌町民歌

[昭和48年10月制定]

作詞 滝田常晴

補作 桜田史郎

作編曲 押尾 司

(一)

太平洋に のぼる陽よ
入り船出船 海の幸
山のこだまも さわやかに
生きるよろこび はつらつと
大槌大槌 このまちを
力あわせて 築こうよ

(二)

片寄せ波の 浜風に
根を張る松の たくましさ
進取の気魄 あふれわく
みのるしあわせ もろともに
大槌大槌 このまちを
日々にいそしみ 拓こうよ

(三)

大槌小槌 水清く
流れにおどる 鮭の群れ
心ゆたかな 人の和に
夢をあつめて うるわしく
大槌大槌 このまちの
ゆくてたのしく 進もうよ

第9次大槌町総合計画

編集・発行／岩手県大槌町

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

TEL 0193-42-2111

FAX 0193-42-3855